**平成２２年（フ）第７２５号**
相模原市中央区田名2240番地15
破産者　光武　洋子
1　決定年月日　平成23年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２２年（フ）第１８４号**
新潟県新発田市月岡温泉212番地、前住所新潟県新発田市下新保672番地１
破産者　丸山　嗣雄
1　決定年月日　平成23年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２２年（フ）第４３号**
富山県魚津市北鬼江２丁目２番18号　ドムスサンセール201
破産者　泉　　憲
1　決定年月日　平成23年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

**平成２２年（フ）第９４７号**
静岡市駿河区向敷地290番地の１
破産者　鈴木　方子
1　決定年月日　平成23年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第１９００号**
愛知県半田市花田町２丁目100番地の２
破産者　杉村　好美（開始決定時の氏名青山好美）
1　決定年月日　平成23年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第２１３７号**
名古屋市千種区春岡通６丁目６番地の２、開始決定時の住所名古屋市天白区平針台１丁目203番地　シティコーポ島田東Ａ棟205号
破産者　棚橋　　博
1　決定年月日　平成23年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第２３８５号**
名古屋市中川区戸田西３丁目1903番地　ラ・オト・パントＣ号室、住民票上の住所愛知県津島市百島町字観音坊70番地　アベニュー神守1201号
破産者　佐藤塗装こと　佐藤　一也
1　決定年月日　平成23年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第２９６６号**
愛知県知多郡武豊町字鹿ノ子田１丁目82番地１　ソフィア壱番館Ｂ棟102号、開始決定時の住所愛知県半田市乙川浜側町２丁目27番地の２
破産者　田中土建こと　田中　裕史
1　決定年月日　平成23年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第３７９２号**
愛知県春日井市東野町西２丁目６番地３　ドミール池合Ａ105号
破産者　鳥井田修一
1　決定年月日　平成23年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第３４８号**
愛知県豊橋市東岩田２丁目10番地の７
破産者　浅見　隆広
1　決定年月日　平成23年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２１年（フ）第４４７号**
大津市本丸町６番14―203号
破産者　守川　文代
1　決定年月日　平成23年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第４５５号**
三重県伊勢市二見町光の街1037番地７、前住所滋賀県草津市長束町209番地２
破産者　竹本鉄工所こと　竹本　　昇
1　決定年月日　平成23年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第６０６号**
大津市におの浜２丁目２番５―317号
破産者　赤松　真至
1　決定年月日　平成23年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第４号**
滋賀県草津市追分町614番地45、前住所滋賀県栗東市小野223番地43
破産者　林　　和雄
1　決定年月日　平成23年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第１２号**
大津市大平１丁目４番31―108号、前住所大津市大将軍２丁目８番７―101号
破産者　中田　昌男
1　決定年月日　平成23年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第１６９１号**
広島県安芸郡海田町大立町２番25号
破産者　渡辺　勝子
1　決定年月日　平成23年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第５１２号**
大阪府交野市倉治２丁目20番18号
破産者　城間　　晃
1　決定年月日　平成23年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２２年（フ）第２８５５号**
札幌市東区北24条東７丁目３番７号　金盛マンションＢ棟103号、申立時の住所札幌市東区中沼西３条１丁目２番５号　フラット２―101号
破産者　佐藤　清美（旧姓米澤）
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３８２６号**
札幌市白石区平和通９丁目南３番22号　ブレス９―101号
破産者　海沼　紀宣
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部